

募集 矢板市職員採用案内（平成27年4月採用）

区分および人数	受験資格
一般事務 5人程度	○高等学校卒業程度の学力を有する方（A～C共通）
A 行政 3人程度	○昭和54年4月2日～平成9年4月1日に生まれた方
B 建築土木 1人程度	○昭和54年4月2日～平成9年4月1日に生まれた方 ○学校教育法による高等学校以上の学校において建築または土木に関する課程を修めた方または修める見込みの方、ならびに矢板市がこれらの方と同等の資格を有すると認める方
C 身体に障がいのある方 1人程度	○昭和54年4月2日～平成9年4月1日に生まれた方 ○次のいずれかに該当する方 ①視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由及び内部障害で身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの方 ②①と同様の障がいにより、平成27年3月31日までに身体障害者手帳の交付を受けることが確実な方 ○自力により通勤ができ、かつ介護者なしに一般事務職として職務遂行が可能な方 ○活字印刷（文字の大きさは10ポイント程度）による出題に対応できる方（福祉機器の使用により対応ができる方を含む） ○聴覚機能障害者については、補聴器等の使用により通常の電話や窓口の応対に対応できる方
保健師 1人	○昭和54年4月2日以降に生まれた方 ○保健師の免許を有する方または平成26年度の保健師国家試験において免許取得見込みの方
臨床心理士 1人	○昭和49年4月2日以降に生まれた方 ○臨床心理士資格（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する資格）を有する方
管理栄養士 1人	○昭和49年4月2日以降に生まれた方 ○管理栄養士の免許を有する方または平成26年度の管理栄養士国家試験において免許取得見込みの方

受付期限／8月21日(木)＊必着

受付時間／8：30～17：15

第1次試験日・会場／

9月21日(日)矢板東高等学校、矢板公民館

申込方法／

総務課（市役所本館2階）・市民課（市役所本館1階）・各公民館（矢板・泉・片岡）にある申込用紙（申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます）に必要事項を記入し、写真を貼って直接総務課へお持ちいただくか、郵送でお申し込みください。

（土・日・祝日は日直がお預かりします）

郵送での申込書請求・提出方法／

請求…封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、140円切手を貼った返信用封筒（宛先明記）を同封

提出…封筒の表に「採用試験受験申込」と朱書し、82円切手を貼った返信用封筒（宛先明記）を同封

申込・問い合わせ／

〒329-2192 矢板市本町5-4

矢板市役所 総務課 ☎(43)1113

☎ http://www.city.yaita.tochigi.jp

ゴミの焼却は禁止されています

ゴミの焼却は法律で禁止されています。産業廃棄物だけでなく、家庭ごみも禁止の対象となります。（廃棄物焼却の罰則：5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金）

法律では「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なもの」は例外的に焼却が認められていますが、苦情があれば軽微とは言えません。家庭用の焼却炉は法律には不適合ですので、使用しないでください。

また、指導に従わない場合や複数回の指導に至る場合は、警察に通報することがあります。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755

ゴミの焼却の問題点

- ①臭いやススにより洗濯物が汚れるなど、ご近所の迷惑になります。
- ②煙が発生し、道路交通の妨げになります。
- ③火の粉が飛び、火災発生の原因になります。
- ④二酸化炭素が発生し、地球温暖化の原因になります。
- ⑤ダイオキシンなどの有害物質が発生します。

募集 塩谷広域行政組合職員採用案内(平成27年4月採用)

職種	一般事務職	消防職
採用人数	2人程度	9人程度
受験資格	昭和59年4月2日～平成9年4月1日生まれで、高等学校卒業程度以上の学力を有する方	昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれで、高等学校卒業程度以上の学力を有する方
試験日・会場	10月19日(日) さくら清修高等学校	9月21日(日) 矢板東高等学校
受付期間	7月15日(火)～9月10日(水)＊必着 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）	7月15日(火)～8月15日(金)＊必着 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）
申込用紙請求方法	申込先で配布しています。 また、郵送で請求する場合、封筒の表に「試験申込用紙請求」と朱書し、返信用封筒（長形3号、92円切手添付、宛先明記）を必ず同封してください。 申込用紙は、ホームページからもダウンロードできます。	
申込方法	申込用紙に必要事項を記入し、写真を貼って提出してください。郵送で提出する場合は、封筒の表に「採用試験受験申込」と朱書し、82円切手を貼った返信用封筒（長形3号、宛先明記）を必ず同封してください。（できる限りご持参ください）	
申込・問い合わせ	〒329-1572 矢板市安沢3622-1 塩谷広域行政組合総務課 ☎(48)2066 ☎ http://www.shioyakouiki.or.jp/	〒329-2145 矢板市富田94-1 塩谷広域行政組合消防本部消防総務課 ☎(44)2513 ☎ http://www.shioyakouiki.or.jp/fire/

「登録型本人通知制度」の実施について ～8月1日から事前登録の受付を開始します～

住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録された方に対して交付した事実を通知する「登録型本人通知制度」を実施します。

この制度を実施することにより、不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止および防止を図ります。

制度開始日／8月1日(金)

通知の対象となる証明書／

住民票等の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍謄本及び抄本、戸籍記載事項証明書（除かれたものを含む）

通知の対象となる請求／

- ①本人の代理人からの請求
- ②本人以外の第三者からの請求

登録期間／登録日から3年間

登録方法／

1. 登録できる方
矢板市に住民登録がある（あった）方、または矢板市に本籍がある（あった）方
 2. 必要書類等
①事前登録申請書 ②本人確認書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等）、印鑑
③代理人が申請する場合は委任状又は戸籍謄本等の資格を証明するもの、代理人の本人確認書類、印鑑
 3. 申請書の提出先 市民課（郵送可）
- 「登録型本人通知制度」についての詳しい申請方法等は、市ホームページをご覧ください。市民課に直接お問い合わせください。

申請・問い合わせ／市民課 ☎(43)1117

☎ http://www.city.yaita.tochigi.jp

消費生活センターからのお知らせ

消費生活センターでは、事業者との契約・取引に関するトラブル等に関するご相談に対して、自主解決できるよう相談員が助言や斡旋を行っています。

悪質商法や特殊詐欺の手口は様々で、巧妙化しています。
●「お金がもうかる」、「美しくなる」、「無料」等の甘い言葉を安易に信用しないように注意しましょう。
●「おかしいな？」と思ったら、一人で悩まず消費生活センターにご相談ください。

なお、食品に対する安心の確保に向けて放射性物質簡易検査も実施していますので、ぜひご利用ください。また、市ホームページでも消費者トラブルの未然防止に役立つ情報や放射性物質簡易検査の結果を公開しています。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755

☎ http://www.city.yaita.tochigi.jp/

■放射性物質簡易検査について

1. 検査申込方法
(1) 予約制のため、来庁の上、お申し込みください。（電話予約は不可）
(2) 申請時に事前説明を受け、検査方法に同意の上、予約を入れていただきます
 2. 検査対象者
市内に住居を有している方
 3. 検査対象品
一般食品（家庭菜園による自家消費分の野菜等）
- 【検査対象外品】
・飲料水、土、落ち葉等の食品以外のもの
・製造品および原産地が県外のもの
・出荷制限や自粛要請措置がされているもの
・販売や出荷等の営利を目的としているもの
4. 検査受付日・検査実施日
受付日：月～金曜日 8：30～17：15
実施日：火～木曜日 9：30～14：30
※受付日・実施日ともに祝日・年末年始を除く

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ ～医療費の負担が高額な方～

以下に該当する方で国民健康保険限度額認定証の有効期限が切れる方、後期高齢者医療限度額認定証をお持ちでない方は健康増進課へ申請してください。

加入保険	該当者	手続きに必要なもの
国民健康保険	70歳未満の方	・保険証 ・世帯主の認め印
	70歳以上75歳未満の方で世帯主と世帯内の国保加入者全員が住民税非課税の方	・同じ世帯以外の方が窓口にくる場合は委任状
後期高齢者医療保険	世帯全員が住民税非課税の方	・保険証 ・認め印 ・窓口にくる方の身分証明書

後期高齢者医療被保険者証が更新されます。

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は平成26年7月31日までです。7月下旬に新しい保険証を郵送しますので、8月1日以降はその新しい保険証を医療機関等の窓口に表示してください。

65歳～74歳で一定の障がいのある方は後期高齢者医療制度に加入できます

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度ですが、一定の障がいがある方については65歳から加入することができます。該当する方は健康増進課へご相談ください。
※すでに加入している方は、再度手続きをする必要はありません。
該当する障がいの程度／

- ①身体障害者手帳
 - ・1級、2級、3級の方
 - ・4級のうち音声機能・言語機能障がいの方
 - ・4級のうち下肢障がい（F41・F43・F44）の方
- ②精神障害者保健福祉手帳…1級、2級の方
- ③療育手帳…A1、A2の方
- ④上の3つと同じ程度の障がいをお持ちの方

後期高齢者医療制度に加入すると／

- ・今まで加入していた医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合、国保組合など）をやめることとなります。これにより家族の医療保険が変更になる場合があります。
- ・後期高齢者医療の保険料を負担していただきます。
- ・医療機関窓口での負担が1割になります。（所得の多い方は3割）

手続きに必要なもの／

- ①身体障害者手帳など障がい程度のわかるもの
- ②現在加入している医療保険証等
- ③印鑑
- ④窓口にくる方の身分証明書

問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118
FAX(43)5404

「限度額認定証」を医療機関に提示すると全額（3割、2割、1割）ではなく、自己負担限度額までの支払いで済みます。ただし、「限度額認定証」を提示しなかったために、自己負担限度額※以上を支払った場合は、高額療養費としてあとから費用が戻ります。

※自己負担限度額…所得によって、外来または入院、一人あたりまたは世帯ごとに、1カ月8,000円から150,000円までの額になります。

《国民健康保険加入者》

高齢受給者（70歳以上75歳未満）で市県民税非課税世帯の方および、70歳未満で現在「限度額認定証」の交付を受けている方には、申請書を送付します。

《後期高齢者医療保険加入者》

今まで「限度額認定証」の交付を受けたことがあり、これからも該当する方には、7月下旬に新しい保険証と一緒に送付します。

申請・問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118

募集 矢板市高齢者プラン策定委員

市では、高齢者の皆さんが健康で長生きし安心して暮らせるよう、福祉対策や介護予防などを「矢板市高齢者プラン」としてまとめています。

この度、3年毎の見直しを行うための策定委員を公募します。

募集人数／2人

任期／平成26年8月～平成27年3月31日

応募資格／市内在住18歳以上で、3回程度の委員会に出席可能な方

※委員会の開催は、午後6時頃を予定しています。

募集期間／7月1日(火)～25日(金)

そのほか／報酬や交通費などの支給はありません。

応募方法／住所、氏名、生年月日、高齢福祉や介護についての意見（400字以内・様式自由）を記入の上、郵送・ファクス・メールまたは福祉高齢課へ直接お持ちください。

申込・問い合わせ／

〒329-2192 矢板市本町5-4
矢板市福祉高齢課
☎(43)3896 FAX(43)5404
✉ fukusikourei@city.yaita.tochigi.jp

第50回泉地区子ども会スポーツ大会開催記念行事

泉地区子ども会スポーツ大会は、子ども会育成会の重要な行事として、泉地区で長い間実施され、子どもたちの健全育成にも大きく貢献してきました。今年度は、第50回を迎えることから、記念事業として写真展等を開催します。

第50回泉地区子ども会スポーツ大会開催

日時／8月3日(日) 7:30～

場所／泉中学校校庭

内容／バレーボール・まり入れ など

写真展等の開催

日時／7月26日(土)～8月3日(日) 9:00～17:00

場所／泉公民館集会室

内容／昔の写真・スポーツ大会の写真・スポーツ大会関連の物品等の展示

その他／上記内容に該当する写真や物品をお持ちでお貸しいただける方は、下記までご連絡ください。

問い合わせ／泉地区子ども会育成会連絡協議会
事務局 泉公民館 ☎(43)0402
*月曜・祝日休館

フリースペースに集まろう

「フリースペース」とは、障がいをお持ちの方やその家族が、気軽に安心して集まり交流や相談をすることができる場所です。気軽に参加し、日ごろ感じていることを自由にお話ください。

対象者／どなたでも参加できます。事前申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

参加費／無料

開催日／7月から月1回、下記の通り開催予定です。
7月16日(水)、8月19日(火)、9月12日(金)、
10月15日(水)、11月12日(水)、12月12日(金)
平成27年1月13日(火)、2月17日(火)、3月13日(金)

時間／13:00～16:00

場所／矢板公民館 団体事務室

主催／矢板市地域自立支援協議会ケア部会
(事務局／福祉高齢課)

問い合わせ／福祉高齢課 ☎(43)1116
FAX(43)5404

募集 献血にご協力ください！

日時／7月14日(月)
10:00～12:00、13:00～16:00

場所／市保健福祉センター（東側駐車場）

献血内容／全血献血のみ 200ml、400ml

※移動献血車（バス）での献血となり、全血献血のみとなります。

問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118

開催 片岡コミュニティ芸能発表会

日時／7月20日(日) 9:30～(15:30終了予定)

場所／片岡コミュニティホール

内容／民謡、舞踏、詩舞、詩吟、大正琴、カラオケ、
社交ダンスなど

問い合わせ／片岡公民館 ☎(48)0101
*月曜・祝日休館



地籍調査 今年度は土屋・山田地区の各一部を実施します

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を確認し、境界の位置や面積を現在の正確な測量技術で測量するもので、いわば土地の「戸籍調査」です。

対象地区

土屋地区

字：畑ケ中、久保田、五斗蒔、田中内、森ノ下、赤坂、森ノ上、上ノ台、一丁目、上ノ沢の各一部または全部

山田地区

字：原谷、落打、下町の各一部または全部

対象となる土地所有者や関係者の方には、後日説明会を開催しますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ／農業振興課 地籍調査班
☎(43)3062



下水道工事に伴うご協力をお願い

片岡駅周辺市街地整備事業のため、石関市営住宅よりつつしが丘ニュータウン内まで、9月頃より下水道工事を予定しております。通行止め等の交通規制になることもありますので、迂回路のご利用をお願いします。

地域周辺の皆さまにはご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

問い合わせ／上下水道事務所 下水道班
☎(43)6214



無人ヘリコプターによる水稻農薬散布のお知らせ

日時／7月30日(水)～8月3日(日) 5:00～12:00

実施地区／

7/30(水)	大槻・石関・安沢・白栗・乙畑・玉田 越畑・梶ヶ沢・前岡・通岡・山苗代
7/31(木)	後岡・高塩・館ノ川・川崎反町・境林 富田・木幡・幸岡・矢板西・針生・中東 塩田・土屋
8/1(金)	荒井・倉掛・沢・豊田・成田
8/2(土)	下太田・片俣・泉・上太田・東泉・立足 田野原・下伊佐野・上伊佐野・第一農場
8/3(日)	長井・山田・平野・第二農場

*雨天などの場合、8月4日(月)以降に順次繰り下げとなります。

お願い／細心の注意をはらって実施しますが、散布中は近づかないようご協力をお願いします。

問い合わせ／JAしおのや矢板地区
営農生活センター営農課
☎(44)2312
市農業振興課 ☎(43)6210

※散布当日(朝4:30～8:30)は、JAしおのやにお問い合わせください。

募集 太陽光発電システム設置費を補助します

市では、地球温暖化対策の一環として、地球にやさしい太陽光発電システムの設置費用を助成しています。昨年度、上記の助成事業を利用して設置された太陽光発電システムのCO²削減量は約31万kg(50年生の杉林約4ヘクタールで吸収されるCO²の量に相当)でした。温室効果ガスの排出削減に向けて太陽光発電システムを設置してみませんか。

補助対象／市内の住宅に現在お住まい、またはこれからお住まいになり、新たに太陽光発電システムを設置する方で、市税を滞納していない方
補助金額／太陽電池の最大出力1キロワット当たり3万円(上限12万円)
※ただし、シャープ製品を設置する場合は1キロワット当たり5万円。(上限20万円)

申込方法／設置工事10日前までに生活環境課へお申し込みください。

受付期限／平成27年2月27日(金)
※ただし、平成27年3月13日(金)までに設置工事を完了できること。
※予算の範囲内で補助しますので、受付期限前に終了する場合があります。

市ホームページでも、申請手続きの流れを紹介、申請書のダウンロードもできます。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755
[HP](http://www.city.yaita.tochigi.jp/)http://www.city.yaita.tochigi.jp/

7月16日(水)～25日(金) 夏の交通安全市民総ぐるみ運動

- ◆飲酒運転はやめましょう！
飲酒運転は犯罪です。飲酒運転はもちろん、同乗者や酒・車の提供者も厳罰です。「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人にはのませない」を徹底しましょう。
- ◆高齢者を交通事故から守りましょう！
高齢者の方は、「時間にゆとりのある行動をする」、「無理な道路の横断はしない」などを徹底し、交通事故防止に努めましょう。運転者は、高齢者の動作に注意を払い、思いやりを持った運転をしましょう。
- ◆全席シートベルトを着用しましょう！
ドライバーのみならず、車に乗ったら助手席や後部座席の方にもシートベルトを着用するよう声をかけ、全員がシートベルトを着用してから発車することを習慣にしましょう。

問い合わせ／市生活環境課 ☎(43)6755
矢板警察署 ☎(43)0110

毎月勤労統計調査特別調査へのお願い

厚生労働省では、本年7月31日(木)現在で、常用労働者を1～4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間および雇用の実態について全国および都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として最低賃金の改訂審議等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査事項について伺い、調査票を作成します。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられています。

ご多忙のこととは存じますが、調査の重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願いいたします。

問い合わせ／総合政策課 ☎(43)1112

